<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項

基準規定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
	■設定 □未設定
審査基準	普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 100 条

基準規定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
	■設定 □未設定
審査基準	請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認 (議会の解散請求)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 107 条第 3 項

〈番宜基华/ 標準処理	主河1日/
基準規定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条 地方自治法施行令第107条第3項
審査基準	■設定 □未設定 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条の演説会施設公営費の額を準用する。 (1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額 ① 昼間(午前8時30分~午後5時00分) 7,921円 ② 夜間(午後5時~午前8時30分) 24,528円 (2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25,849円 (3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が165㎡未満にあっては70円、165㎡~330㎡にあっては100円、330㎡~495㎡にあっては147円、495㎡以上にあっては252円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424円を加算する。 (4) 拡声器を使用する場合にあっては、525円を加算する。 (5) 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、燃料費として374円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1級地にあっては748円、2級地にあっては658円、3級地にあっては640円、4級地にあっては516円を加算する。 (6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 110 条

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審査基準	■設定 □未設定 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認 (議会議員の解職請求、第 107 条第 3 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 113 条

<審査基準/標準処理期間>				
#	:#	+8	<u> </u>	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条
基	华	規	疋	地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審	査	基	準	■設定 □未設定 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条の演説会施設公営費の額を準用する。 (1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額 ① 昼間(午前8時30分~午後5時00分) 7,921円② 夜間(午後5時~午前8時30分) 24,528円 (2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25,849円 (3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が165㎡未満にあっては70円、165㎡~330㎡にあっては100円、330㎡~495㎡にあっては147円、495㎡以上にあっては252円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424円を加算する。 (4) 拡声器を使用する場合にあっては、525円を加算する。 (5) 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、燃料費として374円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1級地にあっては748円、2級地にあっては658円、3級地にあっては640円、4級地にあっては516円を加算する。 (6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。
参	考	資	料	
				■設定 □未設定
標準	準 処	理其	月間	3 日
備			考	
設		定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	長の解職の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 116 条

基準規定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
	■設定 □未設定
審査基準	請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認(長の解職の請求、第 107 条第 3 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 116 条の 2

<番査基準/標準処均	至朔间/
基準規定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条 地方自治法施行令第107条第3項
審査基準	■設定 □未設定 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条の演説会施設公営費の額を準用する。 (1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額 ① 昼間(午前8時30分~午後5時00分) 7,921円② 夜間(午後5時~午前8時30分) 24,528円 (2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25,849円 (3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が165㎡未満にあっては70円、165㎡~330㎡にあっては100円、330㎡~495㎡にあっては147円、495㎡以上にあっては252円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424円を加算する。 (4) 拡声器を使用する場合にあっては、525円を加算する。 (5) 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、燃料費として374円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1級地にあっては748円、2級地にあっては658円、3級地にあっては640円、4級地にあっては516円を加算する。 (6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認 (議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に 行う場合、第 107 条第 3 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根拠規定	地方自治法施行令第 120 条

<番宜基华/ 標:	+ 202	主が1印/
基準規	河	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条 地方自治法施行令第107条第3項
審査基	準	■設定 □未設定 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条の演説会施設公営費の額を準用する。 (1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額 ① 昼間(午前8時30分~午後5時00分) 7,921円② 夜間(午後5時~午前8時30分) 24,528円 (2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25,849円 (3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が165㎡未満にあっては70円、165㎡~330㎡にあっては100円、330㎡~495㎡にあっては147円、495㎡以上にあっては252円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424円を加算する。 (4) 拡声器を使用する場合にあっては、525円を加算する。 (5) 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、燃料費として374円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1級地にあっては748円、2級地にあっては658円、3級地にあっては640円、4級地にあっては516円を加算する。 (6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。
参考資	料	
		■設定 □未設定
標準処理期	間	3 日
備	考	
設 定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	地方自治法施行令第 121 条

基準規定	地方自治法施行令第91条第2項
	■設定 □未設定
	請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
審査基準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日